

## 高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務の委託に係る公募型プロポーザル 質問回答書

高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務の委託に係る公募型プロポーザルについて、質問に対する回答は以下のとおりです。

質問事項	質問内容	回答
1 仕様書3(1)	「納付交渉」について交渉手法や回数について、条件や制限はありますでしょうか。	「納付交渉」について交渉手法や回数は、条件や制限はありません。
2 仕様書3(1)③	・報告業務に関して、報告書類を添付のうえ電子メールでのご報告のみでよろしいでしょうか。 ・提出期日を「翌月5日まで」から「翌月5営業日まで」に選定後に協議することは可能でしょうか。	・電子メールでの報告で構いません。 ・報告書の提出期限について協議することは可能です。
3 仕様書3(1)④	・「本市が発行する納入通知書又は受託者が指定する方法」と記載がありますが、銀行口座送金でもよろしいでしょうか。 ・「市が発行する納入通知書」の場合は、ひと月にまとめて1枚の納入通知書でよろしいでしょうか。 ・「市が発行する納入通知書」の場合は、「翌月15日まで」を「翌月20日まで」もしくは「30日まで」に選定後に協議することは可能でしょうか。	・銀行口座送金でも差し支えありません。 ・母子、父子、寡婦の資金ごとに1枚ずつ発行します。 ・協議することは可能ですが、遅くとも翌月20日までに本市に払い込んでください。
4 仕様書3(1)⑤	・納付催告に反応がない場合や住所不在状態にある場合の債務者等への調査業務は必須でしょうか。 ・住民票の取得や相続人調査は、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。	・債務者等への調査業務は必須です。 ・基本的に納付催告に反応がない場合や所在不明状態にある場合の判断は受託者が行うこととなります、その場合は必ず調査を実施してください。
5 仕様書3(2)	回収不能の基準における「～調査を実施しても所在が判明しないとき」の調査は訪問を含まない書面調査のみでしょうか。	書面調査のみではなく、できるだけ複数の手段を用いて調査をお願いします。
6 仕様書3(2)	回収不能の基準に「債務者等が死亡し、その相続人が不存在であるとき」とあるが、相続調査も受託者が行うのでしょうか。	基本的に相続調査は受託者が実施をしてください。
7 仕様書3(2) 〔回収不能の基準〕オ	生活保護受給者の場合、回収不能事案と判断するのは、債務者から口頭で確認が取れた時点でしょうか。受給者証の写し等を提出いただいた時点でしょうか。	口頭ではなく、受給者証の写しの提出等により、生活保護受給者であることが客観的に確認できた時点となります。
8 仕様書3(3)	「支払期限が全て到来していない債権」とあるが、受託期間中に債権額に変動はありますでしょうか。	追加委託により、債権額の変動があります。
9 仕様書3(4)	委託予定債権の詳細をご教示ください。 ・初回委託予定債権は、新規委託か、すでに委託済みの債権か。 ・初回委託予定債権の件数・金額 ・未収発生時からの期間(3年未満・5年未満・5年以上等)	・新規委託及びすでに委託済みの債権です。 ・委託件数 約70件、委託金額 32,000,000円程度 ・新規委託については未収発生から約1年間は経過しております。(現在新規委託については選定中です。)委託済みの債権は、未収発生時からの期間は様々です。
10 仕様書3(4)	「委託期間中に委託対象債権を隨時追加する場合がある」とあるが、追加後の債権数が70件という認識でよろしいでしょうか。	当初委託債権数が約70件であり、追加委託により債権数は増える見込です。
11 仕様書3(4)	債権額の変動(支払期限の到来、債務者による支払等)があった場合には、最新の情報でのデータ提供はありますでしょうか。	債権額の変動があった場合には最新の情報でのデータ提供はいたしませんので、受託先にて管理をお願いします。なお、委託中の債権において、受託先ではなく、本市へ支払いがあった場合は、入金額、入金者、入金日、貸付番号等を隨時ご連絡します。
12 仕様書4	委託料のお支払いは、毎月でしょうか。	1年間分を一括払いとなります。3月の収納金を本市に納入していただいた後、検査検査後、5月末までに委託料をお支払いします。
13 募集要領5(1) 提出書類	・社会保険料納入確認書は、一括か明細どちらを提出すればよいかご教示ください。 ・社会保険料納入確認書は、原本か写しかどちらを提出すればよいかご教示ください。	・社会保険料納入確認書は、一括(未納の有無が確認できるもの)をご提出ください。 ・社会保険料納入通知書は、原本をご提出ください。
14 募集要領5(1) 提出書類	(8)国税に係る納税証明書は、「その3の3」でも代用可能か。	国税に係る納税証明書は、「その3」をご提出ください。
15 募集要領8(1) 審査方法	プレゼンテーションは、リモートでの参加は可能でしょうか。	プレゼンテーションは、リモートでは参加できませんので、現地での参加をお願いします。
16 その他	・連帯借主及び連帯保証人についても、債務者と全く同じ交渉、調査等が必要でしょうか。 ・債務者等の電話連絡先は基本的にあるものと考えて宜しいでしょうか。(電話連絡先が無い債務者も含まれる場合、その割合はどれくらいでしょうか。) ・電話連絡がついていない債務者等は何割でしょうか。	・個々の状況に応じた交渉、調査等をお願いいたします。 ・電話連絡先が無い債務者も含まれます。全債務者の内、電話連絡先がない債務者は、3割程度です。新規委託債権は現在選定中ですが、電話連絡先が無い債務者が含まれる可能性もあります。 ・電話連絡がついていない債務者等は、委託を考えている債権の内1~2割程度と考えております。